

改元に伴う登録課からのお知らせ

改元後の各種申請書の取扱い及び運転者証、事業者乗務証の取扱いについて

1. 改元後の各種申請書の取扱い

令和元年以降に提出される、運転者登録手続きに係る各種申請書（運転免許証の有効期限等）が「平成」で表記されている場合であっても、当該申請書は有効なものであり、「令和」に読み替えて受付いたします。

2. 既に交付されている運転者証、事業者乗務証の取扱いについて

現在、交付されている運転者証に記載されている運転免許証の有効期限については、「平成」で表記されている場合であっても当該表示は有効なものですので、下記のとおり読み替えて、次回更新時に新元号で交付いたします。

平成 31 年 → 令和元年

平成 32 年 → 令和 2 年

平成 33 年 → 令和 3 年

平成 34 年 → 令和 4 年

平成 35 年 → 令和 5 年

平成 36 年 → 令和 6 年